

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

JULY 27TH 2016

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- IMF 中国の2016年成長率予測 6.6%に上方修正

【産 業】

- 6月の70大都市住宅価格 55都市で前月上昇 57都市で前年比上昇

【貿易・投資】

- 自由貿易試験区における外資規制緩和 一段と進む
- 1-6月の対外直接投資 前年同期比+58.7%の888.6億米ドル

【金融・為替】

- 1-6月 クロスボーダー人民元決済額
- 1-6月 人民元新規貸出額 7兆5,300億元 前年同期比9,671億元増

■ RMB REVIEW

- 元の上値余地は限定的、反落に警戒

■ EXPERT VIEW

- 中国の移転価格文書化規定の改正通達

本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆IMF 中国の2016年成長率予測 6.6%に上方修正

IMFは19日、「世界経済見通し」を発表し、2016年の中国のGDP成長率予測を前回の4月から0.1ポイント上方修正して6.6%とし、2017年の成長率予測は前回と同じ6.2%に据え置いた。

一方、世界経済の成長率については、2016年が3.2%から3.1%、2017年が3.5%から3.4%へと、前回の予想から下方修正した。

中国の経済成長について、最近の政策支援により短期の見通しは上向いているとし、英国のEU離脱の影響については、現状、貿易・金融面での中国の対英エクスポートは大きくなく、一方で、中国政府は経済成長の目標達成に向けて積極的に取り組んでいることから、直接的な影響は限定的に留まるとの見方を示した。但し、EUの成長が著しく影響を受けた場合、中国もマイナスの影響を被ることになるだろうと指摘した。

また、世界経済については、英国のEU離脱が経済、政治、制度における不確実性をもたらし、特に欧州の先進国のマクロ経済にネガティブな結果をもたらすと予想されるが、現状、英国のEU離脱には不透明感も強く、今後の影響を数値化することは非常に難しいとの見方も示した。

＜IMFによる中国・世界経済のGDP成長率予測＞(%)

		2016年	2017年
中国	2016年1月発表	6.3	6.0
	2016年4月発表	6.5	6.2
	2016年7月発表	6.6	6.2
世界	2016年1月発表	3.4	3.6
	2016年4月発表	3.2	3.5
	2016年7月発表	3.1	3.4

(出所) IMF「世界経済見通し」(2016年7月)を基に作成

【産業】

◆6月の70大中都市住宅価格 55都市で前月比上昇 57都市で前年比上昇

国家統計局は18日、6月の70大中都市の住宅価格指数を発表した。

新築商品住宅価格について、前月比上昇した都市数は前月より5都市減少して55都市、前月比下落した都市数は前月より6都市増加して10都市となった。

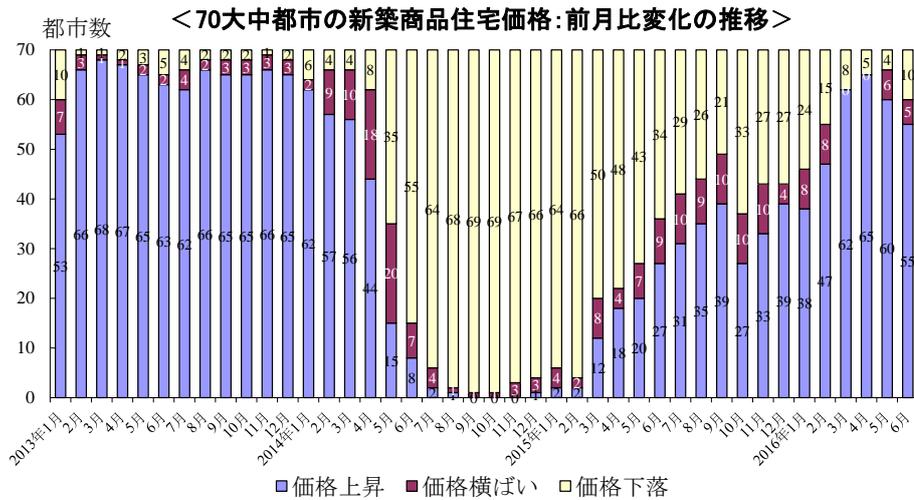
具体的には、合肥市(安徽省)が前月比+4.9%、廈門市が同+4.7%、南京市が同+4.0%と上昇幅が大きく、錦州市(遼寧省)が同▲0.5%、唐山市(河北省)・牡丹江市(黒龍江省)が同▲0.3%と下落幅が大きかった。

一方、対前年同月比では、価格が上昇した都市数は前月から7都市増加して57都市、下落した都市数は前月から6都市減少して12都市となった。

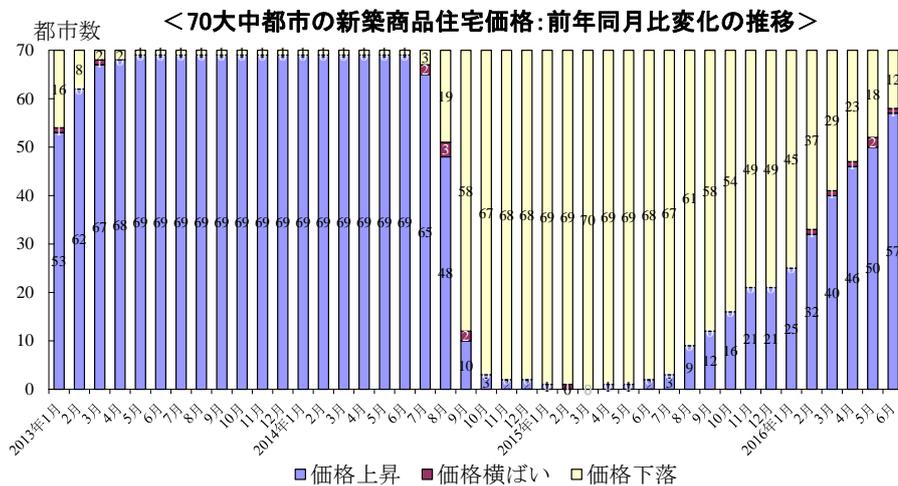
具体的には、深圳市が前年同月比+47.4%、上海市が同+33.7%、南京市が同+31.5%、合肥市が同+29.1%と上昇幅が大きく、錦州市が同▲3.5%、牡丹江市が同▲2.4%、丹東市(遼寧省)が同▲2.0%と下落幅が大きかった。

同局は、住宅価格について、前月比では一線都市^(注)の上昇幅は前月よりやや拡大したものの、二、三線都市^(注)の上昇幅は引き続き縮小したと指摘。一方、前年同月比では一線都市の平均上昇幅は引き続き縮小しているものの、二、三線都市の平均上昇幅は依然拡大を続けているとした。

(注)一線都市:北京、上海、広州、深圳の4都市
 二線都市:省都、副省都都市を含めた31都市
 三線都市:70都市から上記一線・二線都市を除いた35都市



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【貿易・投資】

◆自由貿易試験区における外資規制緩和 一段と進む

国務院は19日、上海・天津・広東・福建の4自由貿易試験区(自貿区)に限定し、新たな外資規制緩和を盛り込んだ「国務院の自由貿易試験区における関連行政法規、国務院文書及び国務院の承認を経た部門規則規定の一時調整についての決定」(国発[2016]41号)^(注)を発表した。

同決定は自貿区において、51項目に亘る政府文書や法令の実施を一時停止することで外資に対する規制緩和を図るもので、管理方式の緩和が24件、市場参入の緩和が27件となっている。

管理方式の緩和については、外資企業の設立、分割、合併、増資、減資、持分譲渡、経営期間の変更、出資方式、経営終了等の手続きに対し、ネガティブリストに載っている分野を除き、行政審査認可の実施を一時停止し、届出管理へと変更する。既に2013年12月より上海自貿区で試行されていた措置で、今回、新たに上海自貿区拡張地域とその他の3自貿区に拡大されることになった。(一時調整項目リスト:1~24)

市場参入の緩和については、一部産業への外資の出資比率・条件を緩める。例えば、「中国国内居住者の海外旅行業務」を外資に解禁、「鉄鋼生産」、「オートバイ生産」、「ガソリンスタンドの建設、経営」の外資100%出資を認めるとした。また、既に上海自貿区で試行されており、今回新たに上海自貿区拡張地域とその他の3自貿区に拡大する措置(「国際船舶管理」、「娯楽施設の経営」、「公演マネジメント会社の設立」等の外資100%出資の許可)も含まれる。(一時調整項目リスト:25~51)

なお、これを受け、今後、関係政府部署は速やかに関連する管理制度を整備することとなっている。

(注) 規定原文は中央政府の下記サイトご参照

http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-07/19/content_5092544.htm

◆1-6月の対外直接投資 前年同期比+58.7%の888.6億米ドル

商務部の19日の発表によると、中国の1-6月の対外直接投資額(金融業を除く)は前年同期比+58.7%の888.6億米ドルと、同期間の対内直接投資額の694.2億米ドル(同+5.1%)を上回った。

1-6月の対外直接投資の業種別の内訳は、ビジネスサービス業24.6%、製造業19.8%、卸・小売業16.4%、採掘業4.7%となっている。

うち、製造業への対外直接投資額は前年同期比+245.6%の175.9億米ドルと大きく伸び、特に設備製造業が前年の5.4倍の120.4億米ドルと、製造業全体の約7割を占めた。

また、文化・教育・工芸・スポーツ・娯楽用品の製造、製紙、廃棄資源の総合利用、医薬製造への投資も前年の4倍以上と著しく伸びたという。

＜中国の対内・対外直接投資の推移＞



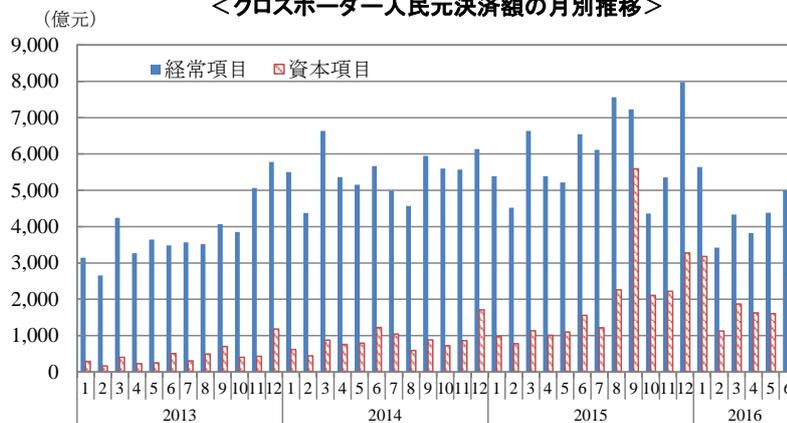
(出所) 商務部の公表データを基に作成

【金融・為替】

◆1-6月 クロスボーダー人民元決済額

中国人民銀行の15日の発表によると、1-6月累計のクロスボーダー人民元決済額は、経常項目が2兆6,600億元、うち、貨物貿易が2兆1,700億元、サービス貿易が4,992億元。資本項目が1兆2,000億元、うち、対内直接投資が6,766億元、対外直接投資が5,226億元となった。

＜クロスボーダー人民元決済額の月別推移＞



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

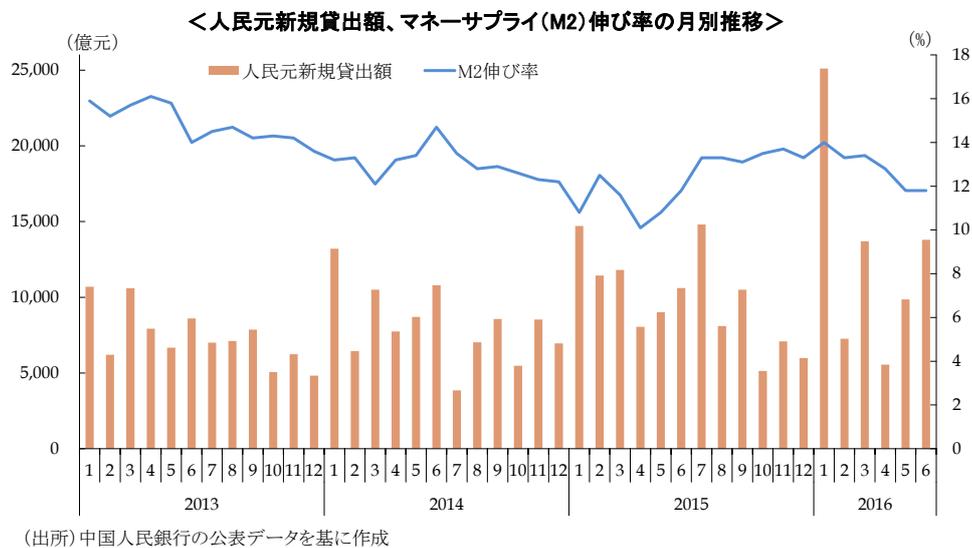
◆1-6月 人民元新規貸出額 7兆5,300億元 前年同期比9,671億元増

中国人民銀行の15日の発表によると、1-6月の人民元新規貸出額は、前年同期比+9,671億元の7兆5,300億元となり、实体经济に供給される流動性の量を示す社会融資総量^(注)の増加額は前年同期比+9,618億元の9兆7,500億元となった。

6月単月では、人民元新規貸出額は前年同月比+1,044億元の1兆3,800億元と、前月の9,855億元から増加し、社会融資総量の増加額は前年同月比▲2,091億元の1兆6,300億元と、前月の6,599億元から増加した。

また、6月末のマネーサプライ(M2)は前年同月比+11.8%の149兆500億元と、伸び率は5月末の+11.8%から横ばいだった。

(注)社会融資総量=人民元貸出+外貨貸出+委託貸出+信託貸出+銀行引受手形+企業債券+非金融企業株式融資+保険会社賠償+投資用不動産+その他



RMB REVIEW

◆元の上値余地は限定的、反落に警戒

週初(7/18～)、6.6955で寄り付いた人民元(CNY)は、当局による元安容認観測を背景に続落。6.70の大台を突破すると、安値となる6.7030まで下落した。しかし、介入観測が強まると反発。週末には、7/5以来となる高値6.6675まで上昇している。対円相場(CNYJPY)も同様に、週初に、安値15.70を示現するも、その後急反発。週後半には、6/24以来となる高値16.08まで上昇した。もっとも、黒田総裁によるヘリコプターマネー政策に対する否定的な発言が重石となると、再び下落。本稿執筆時点では、15.90付近で推移している。

「6.70」の大台を巡り、様々な思惑が錯綜している。市場ではこれまで、当局が元安を容認しているとの見方が強かったが、足許では一転、人民元買い方向の介入観測が熾り始めた。市場ではこれがサプライズとなり、約6年ぶり安値圏から急反発。当局の意向を探りながらの神経質な値動きが継続している。

もっとも、当局は「資本流出の伴う元の急落」は警戒しつつも、景気下支えの観点から「資本流出を伴わない緩やかな元安」は、容認する公算が大きい。よって、足許で高まる介入観測は、あくまで、ここ最近の下落速度を調整したに過ぎず、元安トレンドの転換には至らないと予想する。加えて、10/1のSDR(IMFの特別引き出し権)組み入れ開始を前に、人民元のハードカレンシー化(国際的な取引市場において流通量が多く、自由に他国通貨と交換可能な通貨)を求める声が強まると見られ、今後は、資本規制の緩和、変動幅拡大、変動相場制移行等、人民元改革の進展も意識されよう。こうした動きは共に人民元に下押し圧力を加え易く、元安基調は当面続くと予想する。来週は、人民元の反落に警戒が必要だ。

(7月22日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2016.07.18	6.6955	6.6925~ 6.7030	6.6987	0.0183	6.3415	0.0357	0.86386	0.0022	7.4069	-0.0351	2.3500	3186.47	-10.21
2016.07.19	6.7011	6.6886~ 6.7011	6.6893	-0.0094	6.3087	-0.0328	0.86270	-0.0012	7.4050	-0.0019	2.4300	3178.36	-8.11
2016.07.20	6.6925	6.6716~ 6.6925	6.6780	-0.0113	6.2758	-0.0329	0.86132	-0.0014	7.3500	-0.0550	2.4600	3170.10	-8.26
2016.07.21	6.6818	6.6680~ 6.6833	6.6783	0.0003	6.3030	0.0272	0.86071	-0.0006	7.3621	0.0121	2.4600	3181.44	11.34
2016.07.22	6.6715	6.6675~ 6.6730	6.6704	-0.0079	6.2837	-0.0193	0.86017	-0.0005	7.3595	-0.0026	2.4500	3153.39	-28.05

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

中国の移転価格文書化規定の改正通達

本来は連載二回目「中国移転価格税制対応マスターファイルの作り方(2)～作業の進め方と副産物」の掲載予定でしたが、移転価格文書化規定の改正 42 号通達¹が公布されました為、今回は本通達の解説をさせていただきます。なお、「中国移転価格税制対応マスターファイルの作り方(2)～作業の進め方と副産物」は次回(9月7日号)にて掲載を予定しております。

昨年に草案が公開され公布が待たれていた、中国における BEPS に対応した移転価格文書の作成に関する通達がようやく公布されました。草案からは 2009 年に公布されている《特別納税調整実施弁法(試行)》(国税発(2009)2号)を全面改定するものと予想されていましたが、この改正 42 号通達は 2 号通達の第 2 章「関連申告」及び第 3 章「同期資料管理」の部分を書き換えるだけのものとなっています。従って、移転価格文書の作成や調査対応など移転価格に関する実務においては、42 号通達と 2 号を併せて読む必要があります。2 号通達の全面改定はもう暫く時間がかかりそうです。以下に、42 号通達のポイントを解説していきます。

関連者との取引に関する税務申告

関連者の定義には大きな改正はなく、直接・間接で出資比率 25%以上の持分関係で関連者となります。

関連取引の範囲も「有形資産」、「金融資産」、「無形資産」、「資金融通」、「役務提供」の五類取引と大きな変更はありません。

中国に設立された企業はいずれも年末の企業所得税税務申告に際して、《年度関連取引報告表》を提出する必要がありますが、BEPS 最終報告書 13 に規定された《国別報告表》は、この《年度関連取引報告表》の後段に加えられ、該当する企業のみが記入提出することとなりました。要提出企業は、「多国籍企業グループの最終親会社であり、前年度の連結財務諸表の各種収入合計が 55 億元を超える場合」ですので、基本的に中国内資の大企業ということになり、在中国の日系企業には無関係と考えてよいでしょう。

国別報告書を除くと、《年度関連取引報告表》の内容は従来のものと大きな差はありませんが、国外関連者それぞれについて下記の「国外関連者情報表」を作成しなければいけませんので、早めの情報収集が必要です。現地法人の担当者だけでは記載が難しいところがありますので、本社あるいは現地法人に派遣されている方のサポートが必要です。

国外関連者情報表

番号:01

納税者名称		登録地	国家(地区)		
納税者識別番号		経営場所	国家(地区)		
経営範囲					
適用される所得税的性質の税目名		実質税負担率	登録資本金	通貨	金額
享受する所得税的性質の税収優遇					
所属企業			所在国の納税年度開始年月日	所在国の納税年度終了年月日	
独立法人であるか	是□ 否□	法定代表人/法人責任者	独立計算か否か	是□ 否□	個別財務諸表があるか
上場会社であるか	是□ 否□	証券番号	上場市場名	基調本位通貨	

¹42 号通達:「関連申告と同期資料管理の改善の関連事項の公告」(国家税務総局公告 2016 年第 42 号、2016 年 6 月 29 日公布)

全訳は弊社ウェブサイトにてご覧いただけます。

www.u-achievement.com

中国語原文は上海市税務局ウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/ssxd/201607/t20160713_425681.html

また、損益計算書を国外関連、国外非関連、国内関連、国内非関連の四分割する縦割り P/L の作成には頭を悩ましています。営業利益率が横並びとなり比べやすくなりますので、特に国外関連取引の営業利益率が見劣りしないように費用の按分計算には工夫が必要です。

年度関連取引財務状況分析表

行	項 目	年 月 日 至 年 月 日				合計 5=1+2+3+4
		国外関連取引 1	国外非関連取引 2	国内関連取引 3	国内非関連取引 4	
1	一、営業収入					
2	うち:主要業務収入					
3	控除:営業原価					
4	うち:主要営業原価					
5	営業税金及び付加税					
6	うち:主要営業税金及び付加税					
7	販売費用					
8	管理費用					
9	財務費用					
10	資産減損損失					
11	加算:公正価値変動収益(損失の場合“-”を付記)					
12	投資収益(損失の場合“-”を付記)					
13	うち:共同経営・合作経営企業鳥投資収益					
14	二、営業利益(損失の場合“-”を付記) = 1-3-5-7-8-9-10+11+12					
15	加算:営業外収入					
16	減算:営業外支出					
17	うち:非流動資産処分損失					
18	三、利潤総額(損失の場合“-”を付記) = 14+15-16					
19	減算:所得税費用					
20	四、純利潤(損失の場合“-”を付記) = 18-19					
按分 基準 説明						

マスターファイル

マスターファイルは提出義務のある中国居住者企業が、その**中国語版**を年度ごとに用意しておき、税務局の求めがあってから **30 日以内に提出**が必要となります。

提出義務は(1)所属する企業グループの最終親会社がマスターファイルを作成しており、国外関連取引のある中国居住者企業、(2)年間の関連取引が 10 億円を超える中国居住者企業のいずれかです。

日本の税法基準では連結総収入 1000 億円以上の企業グループ(「特定多国籍企業グループ」)の最終親会社にマスターファイル作成義務が課されます。特定多国籍企業グループに属している中国現地法人は、ローカルファイルの提出と同時にマスターファイルの提出も求められると考えておくべきでしょう。

(2)の規定により、企業グループとしては連結総収入 1000 億円に達しないものの、関連取引が 10 億円を超えると中国当局用にマスターファイルを作らなければならない、こととなります。それでも、草案では 2 億元でマスターファイルの作成が求められていたところが、10 億元(160 億円)と基準が上がったのですからよしと考えるべきなのかもしれません。日本本社でマスターファイルを作成する必要がない規模の準大手企業において中国に主工場があったり、販売子会社を通じて中国市場に大量に販売しているなどの中国現地法人では、マスターファイルの準備が必要になることもありますので基準を超過しているか否かを確認しておきましょう。

マスターファイルの内容は以下の通りとなります。

(一)組織構成

図表形式によるグループの全世界レベルでの組織構成、持分関係及び構成メンバーの地理的分布の説明。構成メンバーとは企業グループ内の経営単位であり、法人企業、パートナー企業、恒久的施設等を含む。

(二) 企業グループの事業

1. 企業グループの事業の記述。利益を生み出す重要な価値創造の要因を含む。
2. 企業グループの営業収入の上位5位及び営業収入の5%を超える製品或いはサービスのサプライチェーンと主たるマーケットの地理的分布状況。サプライチェーンの状況は図表形式により説明することもできる。
3. 企業グループ内での研究開発業務以外の重要な関連役務とその簡単な説明。説明には、役務提供側の提供サービス能力の説明、役務原価の按分計算と関連役務対価の決定における価格設定方針を含む。
4. 企業グループ内の各構成メンバーの価値創造方面における主たる貢献。実施する重要な機能、負担する重要なリスク、及び使用する重要な資産を含む。
5. 企業グループの会計年度内に発生した組織再編、業務再編、グループ内での機能、リスク、資産の移転。
6. 企業グループの会計年度内に発生した企業の法的形式の変更、債務整理、持分買収、資産買収、合併、分割等の再編業務。

(三) 無形資産

1. 企業グループの開発し運用する無形資産及び無形資産の所有権帰属における全体戦略。ここには主たる研究開発機構の所在地と研究開発管理活動の発生地並びに主たる機能、リスク、資産及び人員の状況を含む。
2. 企業グループにおける移転価格アレンジメントに顕著な影響をもたらす無形資産或いはその組み合わせ及びその所有者。
3. 企業グループにおける各構成メンバーとその関連者との無形資産に関する重要な契約のリスト。重要な契約には、コストシェアリング契約、主要な研究開発サービス契約及び使用許可契約等が含まれる。
4. 企業グループにおける研究開発活動及び無形資産に関連する移転価格政策
5. 企業グループの会計年度内における重要な無形資産の所有権及び使用権の関連取引状況。譲渡関連企業名、国名及び譲渡対価等を含む。

(四) 融資活動

1. 企業グループ内における各関連者との間の資金融通及び非関連貸付者との主たる資金融通。
2. 企業グループ内における資金プーリング機能の構成メンバーの状況。当該企業の登録地及び実際管理機構の所在地を含む。
3. 企業グループ内における各関連者との間の資金融通の全体的な移転価格設定方針

(五) 財務及び税務の状況

1. 企業グループの直近一会計年度の連結財務諸表。
2. 企業グループ内の各構成メンバーの締結したユニラテラル事前確認協議及びユニラテラル事前確認協議、並びに国家間の所得配分に関連する他の税務裁定リストとその概要説明。
3. 国別報告書の報告企業名及びその所在地

上記内容はBEPS最終報告書別添1のフォーマットを踏襲したものとなっており、日本基準で作成したものを**中国語化**すれば記載内容に漏れはなさそうです。

提出時期は最終親会社の決算日から12ヶ月以内と、日本基準と同じになっていますので、2017年3月期決算のマスターファイルを2018年3月末までに用意しておけばよいことになります。ただし、使用言語は中国語とされますので、英語で作成したマスターファイルをそのまま提出することはできません。翻訳の巧拙で受ける印象が変わることもありますので、中国語での表記、表現につき中国語が堪能な移転価格専門家によるレビューをお勧めします。

ローカルファイル

ローカルファイルの作成基準はこれまでどおり、年間(有形資産)取引2億元基準が継承されました。また、技術使用料、商標権使用料、役務取引などその他取引が4千萬元を超える場合にもローカルファイルの作成義務が生じることもこれまでと同様です。

2億元(4千萬元)基準の判断では、国外取引も国内取引も合わせて関連取引であれば集計し、基準を超えるか超えないかを判定します。ここで、企業が国内関連者との間にのみ関連取引を有する場合は、基準を超えていたとしても文書作成義務が免除されます。大部分が国内関連取引であっても、少しでも国外関連者への支払(商標権使用料や役務費用の支払など)があれば、国内関連者とのみ取引がある、とは言えませんので文書を準備する必要があります。

単一機能加工の欠損法人に対する文書提出義務ですが、42号通達では触れられていません。根拠通達は2009年363号通達で、この通達は今のところ失効となっていないのですが、当通達が2号通達の第3章第15条の追加規定であり、2号通達の第3章が廃止となり、42号通達に置き換わったことを考えると、363号通達もいずれ失効となり、単一機能赤字企業の文書提出義務はなくなるものと予想されます。

ローカルファイルの作成期限ですが、翌年6月30日までに完成させること、となりました。税務機関の求めがあつてから30日以内に提出すること、中国語を使用すること、はマスターファイルと同じです。

次にローカルファイルの内容をみてみましょう。

十四 ローカルファイルは主として企業の関連取引の詳細情報を開示するものであり、主に以下の内容を含む。

(一) 企業の概況

1. 組織構成:各職能部門の設置、職責の範囲及び従業員数
2. 管理機構:当地管理層のレポーティングライン及びその主たる所在地
3. 業界の記述:所属する業界の発展状況、産業政策、制約等の影響及び業界の主要な経済的及び法務的な問題、主要競合先。
4. 経営戦略:各部門、業務プロセスにおける実施業務フロー、運営方式、価値創造の要因等。
5. 財務データ:類型別の業務・製品の収入、原価、費用及び利潤
6. 企業の関与する或いは重要な影響を及ぼす再編或いは無形資産の譲渡の状況、及びその影響分析

(二) 関連関係

1. 関連者情報:企業の持分を直接或いは間接的に有する関連者及び企業と取引のある関連者の名称、法定代表者、高級管理人員の構成、登録場所、実質経営場所、及び関連個人の氏名、国籍、居住地等
2. 上記関連者に適用される所得税的性質を有する税の種別、税率及び享受する税務優遇政策。
3. 本年度内における企業の関連関係の変動状況

(三) 関連取引

1. 関連取引の概況

(1) 関連取引の記述及び明細:関連取引契約及びその履行状況の説明。取引対象物の特性、関連取引類型、参与者、時期、金額、決済通貨、取引条件、貿易形式、及び関連取引と非関連取引との異同等。

(2) 関連取引フロー:関連取引の情報、物流、資金の各フロー及び非関連取引との異同。

(3) 機能リスクの記述:企業及び関連者が各種関連取引で担う機能とリスク、使用する資産

(4) 取引価格決定要素: 関連取引に係る無形資産とその影響、ロケーションセービング、マーケットプレミアム等の地域特別要因。地域特別要因には、労働力原価、環境原価、市場規模、市場競争の程度、消費者購買力、商品或いは労務の代替可能性、政府規制等の分析を要する。

(5) 関連取引データ: 各関連者、各関連取引別の取引金額。関連取引及び非関連取引の収入、原価、費用及び利益を切り出し、直接配賦ができない場合には、合理的な比率で配賦し、その配賦比率の根拠を説明する。

2. バリューチェーン分析

(1) グループにおける業務、物流、資金の各フロー: 商品、労務、或いはその他取引対象における、設計、開発、生産製造、営業、販売、引き渡し、決済、費消、アフターサービス、リサイクル等各段階及びその関与者

(2) 上記各段階の参加者の直近年度の財務諸表

(3) 企業が創造する価値貢献における地域特別要因の定量化とその帰属

(4) グループ利益のグローバル・バリューチェーンにおける配分原則及びその結果

3. 対外投資

(1) 対外投資基本情報: 対外投資項目の投資地域、金額、主要業務及び戦略

(2) 対外投資項目概況: 対外投資項目の投資スキーム、組織、高級管理職員の雇用方式、項目決定権限の帰属

(3) 対外投資項目データ: 対外投資項目の運営データ

4. 関連持分譲渡

(1) 持分譲渡の概況: 譲渡の背景、参加者、時期、対価の決定方法、支払方式及び持分譲渡に影響するその他の要素

(2) 持分譲渡対象の関連情報: 対象会社の所在地、譲渡者の持分取得の時期、方式及び取得原価、持分譲渡収益等の情報

(3) デューデリジエンス報告書或いは資産評価報告書等の持分譲渡関連のその他情報

5. 関連役務

(1) 関連役務の概況: 役務提供者及び受益者、提供役務の内容、特性、提供方式、対価決定方式、支払方式及び役務提供後の各者の受益状況等

(2) 役務原価の集計方法、項目、金額、配分基準、計算過程及び結果

(3) 企業及び属する企業グループと非関連者との間に同等の或いは類似する役務取引がある場合の、関連役務と非関連役務の対価決定原則と結果に関する異同の詳細な説明

6. 企業の関連取引に直接関係する、中国以外の他国の国家税務主管当局と締結した事前確認協議及びその他税務裁定

(四) 比較可能性分析

1. 比較可能性分析で考慮すべき要素: 取引される資産及び役務の特性、取引各方の機能、リスク、資産、契約条項、経済環境、経営戦略等

2. 比較する企業の果たす機能、負担するリスク及び使用する資産の関連情報

3. 比較対象の選定方法: 情報の取得源、選定条件及び理由

4. 入手した内部或いは外部比較取引可能な独立企業間取引情報と比較する企業の財務情報

5. 比較データの差異調整及び理由

(五) 移転価格算定方法の選択及び使用

1. 検証対象企業の選定と理由
2. 移転価格算定方法の選択及び理由：いかなる方法を選択したとしても、企業のグループ全体利潤または残余利益に対する貢献度合いを記述すること。
3. 比較可能な非関連取引価格或いは利益の確定の過程における仮定と判断
4. 合理的な移転価格算定方法の運用と比較分析結果に基づき比較可能な非関連取引価格或いは利潤を確定する
5. その他移転価格算定方法選定にあたり参考とした資料
6. 関連取引価格設定が独立企業取引原則に合致しているか否かの分析と結論

下線を付している部分が注目点です。

取引価格決定要素として、無形資産と地域特別要因(ロケーションセービング、マーケットプレミアム)に言及することが求められています。

また、年度関連取引報告表でも求められている関連・非関連、国外・国内の 4 分割切り出し損益計算書の作成です。

バリューチェーン分析では、取引各参加者の直近年度の財務諸表が求められていますが、そうは言ってもどこまで開示するか、今後の実務対応に熟慮が必要です。

また、地域特別要因の定量化やグループ利益の配分原則の記述など、この項目は開示する範囲と深堀りの程度をここまでと限定して取り掛からないと、際限がなくなりそうです。

特定事項ファイル

草案では、国外関連役員取引のある企業に特定事項ファイルの作成義務が課されるのではと心配されていましたが、この部分は削除され、コストシェアリングを実施する企業と過少資本企業の二種類の企業のみ作成義務が課されることになりました。

過少資本であるかどうかの判断は、一般企業であれば関連企業からの有利子負債が資本金の二倍を超えるか否かで判断します。当該標準を超えている場合には、その超過する有利子負債に相当する金利が損金不算入となると同時に、下記の過少資本特定事項ファイルを作成する必要があります。

- (一) 企業の返済能力、起債能力に対する分析
- (二) 企業グループの起債能力と融資構成状況分析
- (三) 企業の登録資本金等權益投資の変動状況説明
- (四) 関連債権投資の性質、目的及び取得時の市場状況
- (五) 関連債権投資の通貨、金額、利率、期限及び融資条件
- (六) 非関連者が上記の融資条件、融資金額及び利率を望んで受け入れるか否か
- (七) 企業の債権性投資を受けるために提供する担保の状況、条件
- (八) 保証人の状況及び保証条件
- (九) 同期同類の借入金の利率状況及び融資条件
- (十) 転換社債の転換条件
- (十一) その他独立取引原則を証明しうる資料

その他

マスターファイル、ローカルファイル、特定事項ファイルの同期資料は税務機関の要求する完成日から10年間保存する、となっています。紙媒体だけでなく、PDFなどの電子媒体形式でも保管場所がわかるようにしておきましょう。

二十五 企業が関連規定に基づき関連申告を行い、同期資料及び関連資料を提出している中で税務機関が特別納税調査を実施し税額を徴収するにあたっては、税法実施条例第一百二十二条の規定に従い、税額の帰属納税年度の中国人民銀行の交付する追納期間と同期間の人民元貸出基準利率を以って滞納利息を計算する。

同期資料を準備しない、遅滞なく提出されない、などの事項がない企業が調査を受け、移転価格の税額更正を受けたり、修正申告を行うにおいては、上記の利率で延滞金を計算することとされ、罰則的に加算される5%の追加延滞金利は課されません。

延滞金利も然ることながら、調査対象とならないためにも同期資料の作成に関する検討は早めに行うのがよいでしょう。かといって当局の求める文書を完璧に作ろうとするなら開示情報は膨大なものになりますし、逆に調査対象に挙げられるネタを提供することにもなりかねません。規定を外さず“ほどほどに”作る勘どころが求められるわけです。

上海衆逸企業管理諮詢有限公司
(上海ユナイテッド アチーブメント コンサルティング)
執行董事 鈴木康伸(日本国公認会計士)

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2016年8月27日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>